

告示

埼玉県告示第七百九十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―三八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字柏崎字谷際千七十番一外二十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千四百八・八一立方メートル